



smart

 smart メンテナンス

 smart メンテナンスプラス 

>> 会員証・ご案内

有料プログラム

常時携行

お客様へ

本冊子は、有料のサービスプログラムです。

巻末に申込書兼会員証があります。

サービスプログラムご利用の際に必要となりますので、
車検証・整備手帳と共に本冊子(会員証・ご案内)を
常時携帯していただきますよう、お願い申し上げます。

>> CONTENTS

>> smart メンテナンス・サービスの全体像 ————— P.06

>smart メンテナンス・サービスプログラムの内容 ————— P.08

>> smart メンテナンス ————— P.10

>smart メンテナンスご利用時の注意点

(1) smart メンテナンスとは ————— P.11

(2) smart メンテナンスをご利用になるには ————— P.11

(3) お客様にお守りいただくこと ————— P.11

>smart メンテナンス・サービスの内容 ————— P.12

1. 全体

(1) smart メンテナンスの内容 ————— P.12

(2) smart メンテナンスにおけるメンテナンスとは ————— P.12

(3) サービス内容 ————— P.13

2. メーカー指定点検整備

(1) メーカー 1年点検 ————— P.14

(2) サービス一覧 ————— P.16

(3) 時期のお知らせ ————— P.17

3. 定期交換部品の交換・補充 ————— P.18

4. smart メンテナンス利用料金表 ————— P.19

>> smart メンテナンスプラス ————— P.20

>smart メンテナンスプラスご利用時の注意点

- (1) smart メンテナンスとの違い ————— P.21
- (2) smart メンテナンスプラスをご利用になるには — P.21
- (3) お客様にお守りいただくこと ————— P.21

>smart メンテナンスプラス・サービスの内容 ————— P.22

1. 全体

- (1) smart メンテナンスプラスの内容 ————— P.22
- (2) smart メンテナンスプラスにおけるメンテナンスとは P.22
- (3) サービス内容 ————— P.23
- (4) smart メンテナンスプラスの契約事例 ————— P.24
- (5) 車検とメーカー指定点検整備の関係 ————— P.26

2. メーカー指定点検整備

- (1) 種類：メーカー 2年点検／メーカー 1年点検 ————— P.28
- (2) サービス一覧 ————— P.32
- (3) 時期のお知らせ ————— P.33

3. 定期交換部品の交換・補充 ————— P.33

4. smart メンテナンスプラス利用料金表 ————— P.33

>> smart メンテナンス／ smart メンテナンスプラス サービス内容

1. サービス適用除外項目（共通）

- (1) サービスの適用除外内容 ————— P.34
- (2) 一般的な適用除外内容 ————— P.35

2. 各種手続き（共通）

- 1. お客様情報を変更された場合のお願い ————— P.36
- 2. 譲渡・継承 ————— P.36
- 3. 個人情報の利用停止 ————— P.36
- 4. 解約・返金 ————— P.37

>> smart メンテナンス／ smart メンテナンスプラス契約約款 — P.38

>> 訪問販売の特例 ————— P.47

>> smart メンテナンス・サービスの全体像



smart メンテナンス/smart メンテナンスプラスは、
お客様に安心・快適をお届けする
有料のメンテナンスプログラムです。
このプログラムは、メルセデス・ベンツ日本株式会社が輸入し、
日本国内で使用されているスマート車*にご提供いたします。

*モデル453に限る。

1年目

2年目

3年目

無料

メルセデス・ケア
smart

3年間無料の2つのプログラム。

一般保証

24時間
ツーリング
サポート

有料



メンテナンス
保証

新車登録日から35ヶ月までの、
スマート車専用メンテナンス・サービス
メーカー1年点検を2回提供します。

4年目

5年目

6年目

7年目

8年目

有料

保証プラス

一般保証とツーリングサポートをW保証。
メルセデス・ケアsmart終了後も2年間継続して
一般保証と24時間ツーリングサポートを提供します。

一般保証

24時間
ツーリング
サポート

有料

ツーリングサポート・プラス

24時間
ツーリング
サポート

有料



メンテナンス
保証

36ヶ月目からの、スマート車専用メンテナンス・サービス
メーカー2年点検、メーカー1年点検を各1回提供します。
いつでも、何回でも続けて加入可能です。

有料



メンテナンス
保証

いつでも、何回でも続けて加入可能です。

35ヶ月目

>> smart メンテナンス・サービスの全体像

> smart メンテナンス・サービスプログラムの内容

		
申込期間	<p>新車登録日から1年以内 ただし、初回メーカー指定点検実施前に限ります。</p>	<p>新車登録後、いつでも申込可能。</p>
サービス期間	<p>新車登録後～35ヶ月まで</p> <p>ただし、「メーカー 1年点検」を2回実施した時点で、契約は終了となります。</p> <p>※お客様のサービス終了日は巻末、添付の「申込書兼会員証」をご参照ください。</p>	<p>新車登録後36ヶ月目からサービスを提供します。 最長サービス提供期間は24ヶ月となります。</p> <p>ただし、「メーカー 2年点検」「メーカー 1年点検」を各1回ずつ実施した時点で契約は終了となります。</p> <p>※お客様のサービス終了日は巻末、添付の「申込書兼会員証」をご参照ください。</p>
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカー指定点検整備：2回 (メーカー2年点検・初回車検は含みません) ・定期交換部品 	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカー指定点検整備：2回 (メーカー2年点検 1回を含みます) ・定期交換部品



定期交換部品	1年目 エンジンオイルフィルター エンジンオイル ワイパーブレード*	メーカー1年点検時 エンジンオイルフィルター エンジンオイル ブレーキ液 ワイパーブレード*
	2年目 エンジンオイルフィルター エンジンオイル エアコンダストフィルター ワイパーブレード* <small>*リアワイパーは対象外となります。</small>	メーカー2年点検時 エンジンオイルフィルター エンジンオイル エアコンダストフィルター ワイパーブレード* <small>*リアワイパーは対象外となります。</small>
利用料金	69,259円(税込み) (消費税10%)	81,483円(税込み) (消費税10%)

対象モデル	>スマート フォーツー >スマート フォーフォー (モデル453に限る)
-------	--------------------------------------

smart メンテナンスをご利用になるには、

指定サービス工場*にお車をお持ちいただき、整備手帳、車検証
および本冊子をご提示ください。

サポートの内容に関しては、

「>> smart メンテナンス / smart メンテナンスプラス契約約款」に
記載されています。その内容に従ってサービスをご提供いたしますので、
あらかじめお読みいただきますようお願い申し上げます。



*指定サービス工場とは当社が指定するメルセデス・ベンツ サービス工場・スマート サービス工場をいいます。
以下、本冊子において指定サービス工場といたします。

≫ smart メンテナンス ご利用時の注意点

(1) smart メンテナンスとは

メルセデス・ケア smart はメルセデス・ケアと異なり、メンテナンス保証が含まれておりません。

smart メンテナンスはメルセデス・ケア smart に含まれていないメンテナンス保証を有償にてご提供するサービスです。

ただし、smart メンテナンスにご加入できる車両、提供するサービス内容には制限があります。

- ① 事業用自動車や特殊用途自動車などをご加入いただけません。
- ② メーカー指定点検整備の実施回数はメーカー 1 年点検を 2 回、定期交換部品の交換・補充は所定の定期交換部品と交換回数に限りです。
- ③ メーカー 1 年点検を 2 回実施した時点で、契約は終了となります。

詳しい対象車両については、「≫ smart メンテナンス / smart メンテナンスプラス契約約款」をご参照ください。

(2) smart メンテナンスをご利用になるには

指定サービス工場にお車をお持ちいただき、整備手帳、車検証および本冊子をご提示ください。

サポートの内容に関しては、「≫ smart メンテナンス / smart メンテナンスプラス契約約款」に記載された内容に従って適用されますので、予め読みいただきますようお願い申し上げます。

(3) お客様にお守りいただくこと

スマート車を最適なコンディションで維持するために、日頃より以下のことをお守りください。

- ① 取扱説明書に掲載されている取扱方法をお守りください。
- ② 日常点検および整備（高速走行前の点検を含む）を実施してください。
- ③ いつでもサービスを受けられるように、車検証、整備手帳、会員証（本冊子）は常時携行ください。

> smart メンテナンス・サービスの内容

1. 全体

(1) smart メンテナンスの内容

サービス期間	新車登録後～35ヶ月まで ただし、「メーカー1年点検」を2回実施した時点で、契約は終了となります。 ※お客様のサービス終了日は巻末、添付の「申込書兼会員証」をご参照ください。
--------	---

サービス内容

①メーカー指定点検整備 [>> P13](#) をご参照ください。

②定期交換部品の交換・補充 [>> P18](#) をご参照ください。

(2) smart メンテナンスにおけるメンテナンスとは

スマート車を正常な状態に維持するために、

①メーカー指定点検整備でお車の状態を点検し、②交換・補充時期に達した所定の定期交換部品を交換・補充することをいいます。

上記以外の、①メーカー指定点検整備時、または通常使用時における、②で定めていない定期交換部品、消耗部品の交換や保証期間経過後の製品の故障・製品不具合等については、上記メンテナンスの対象ではありません。

(3) サービス内容

0ヶ月	12ヶ月	24ヶ月	35ヶ月
	<p>メーカー指定点検整備</p> <p>メーカー 1年点検</p> 	<p>前回点検から 12 ヶ月後に点検を実施した場合</p> <p>メーカー指定点検整備</p> <p>メーカー (メンテナンスインジケータ表示時) 1年点検</p>  <p>法定 1年 (12ヶ月)点検 + メーカー(メルセデス・ベンツ AG) が指定した点検項目</p>	<p>前回点検から 20,000 km を走行後、点検を実施した場合</p> <p>メーカー指定点検整備</p> <p>メーカー (メンテナンスインジケータ表示時) 1年点検</p>  <p>法定 1年 (12ヶ月)点検 + メーカー(メルセデス・ベンツ AG) が指定した点検項目</p> <p>有料 *1</p> <p>メーカー指定点検整備 さらに 20,000km 走行で メンテナンス インジケータ が表示</p> 
	<p>法定 1年(12ヶ月)点検</p> <p>+</p> <p>メーカー(メルセデス・ベンツ AG) が指定した点検項目</p>		
<p>定期交換 / 消耗部品の交換・補充</p>			
	<p>1年目</p> <p>エンジンオイルフィルター エンジンオイル ワイパーブレード*2</p>	<p>2年目</p> <p>エンジンオイルフィルター エンジンオイル エアコンダストフィルター ワイパーブレード*2</p>	

*1 この場合の MB1 年点検費用はメンテナンスプラスに含まれません。ただし、その場合に発生する定期交換部品と消耗部品の交換はメンテナンスプラスでカバーされます。

*2 リアワイパーは対象外となります。

> smart メンテナンス・サービスの内容

2. メーカー指定点検整備

(1) メーカー 1 年点検

メーカー 1 年点検 (1 回)

法定 1 年（12 ヶ月）点検に、メーカー（メルセデス・ベンツ AG）が指定した点検項目を加えたもので、smart メンテナンスの場合、メンテナンスインジケータに「メンテナンス時期のお知らせ」が表示された時に実施する点検整備です。メーカー 1 年点検を行うことで、法定 1 年（12 ヶ月）点検も完了します。



* 法定点検以外の項目でスマート車を最適なコンディションを維持するために、メーカー(メルセデス・ベンツ AG)が指定した点検項目です。

法定1年点検における点検項目

かじ取り装置

パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷
--------------	------------

制動装置

ブレーキ・ペダル	1.遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2.ブレーキの効き具合
----------	--------------------------------------

駐車ブレーキ機構

	1.踏みしろ(引きしろ) 2.ブレーキの効き具合
--	-----------------------------

ホース及びパイプ

漏れ、損傷及び取付状態	
-------------	--

マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリバ

液漏れ	
-----	--

ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー

	1.ドラムとライニングとのすき間 2.シューの摺動部分及びライニングの摩耗
--	--

ブレーキ・ディスク及びパッド

	1.ディスクとパッドとのすき間 2.パッドの摩耗
--	-----------------------------

走行装置

1.タイヤの状態	
タイヤの空気圧	

ホイール

タイヤの亀裂及び損傷	
タイヤの溝の深さ及び異常な摩耗	
必要のある場合スベアタイヤの点検	
2.ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	

動力伝達装置

クラッチ	ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間
------	-----------------------

トランスミッション及びトランスファ	油漏れ及び油量
-------------------	---------

プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	連結部の緩み
----------------------	--------

電気装置

	1.点火プラグの状態
	2.点火時期
	3.ディストリビューターのキャップの状態

点火装置

バッテリー	ターミナル部の接続状態
-------	-------------

原動機

1.排気の状態	
2.エアクリーナーエレメントの状態	

本体

油漏れ	
-----	--

1.ファンベルト(Vベルト)の緩み及び損傷	
2.水漏れ	

冷却装置

その他	
-----	--

エグゾースト・パイプ及びマフラー	取付けの緩み及び損傷
------------------	------------

※法令の変更により点検項目が変更される場合があります。

> smart メンテナンス・サービスの内容

2. メーカー指定点検整備

(2) サービス一覧 メルセデス・ベンツ AG が独自に指定する主な点検項目

	メーカー2年点検	メーカー1年点検		メーカー2年点検	メーカー1年点検
かじ取り装置			ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置		
ギヤ・ボックスの油漏れ	○	○	AdBlue®の残量点検、充填	—	○
ロッド、アーム類の緩み、がた、損傷	○	○	点検の結果及び整備の概要		
ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷	—	○	熱害防止装置の遮熱板の取り付けの緩み及び損傷	○	○
ステアリング・リンケージの状態の点検	○	○	灯火装置及び方向指示器		
フロント・アクスル・ジョイントの状態の点検	○	○	点灯又は点滅具合、汚れ及び損傷	○	○
ナックルの連結部のがた	○	○	ヘッドランプ光軸調整装置の状態(バイキセノン装備車)	○	○
パワー・ステアリング装置の油漏れ、油量	—	○	ヘッドランプ光軸の点検及び調整(バイキセノン装備車を除く)	○	○
制動装置			ランプ消し忘れアラームの機能	○	○
リザーブ・タンクの液量	○	○	ウインドウ・ウォッシャーの液量、噴射状態	○	○
マスター・シリンダ、ホイール・シリンダ、ダスト・ブーツ、	—	○	ワイパーの払拭状態	○	○
ディスク・キャリパーの機能、摩耗、損傷	—	○	警告器、窓拭器、洗浄液噴射装置、デフロスター及び		
ディスクの摩耗、損傷	—	○	施錠装置の作用	○	○
緩衝装置			フロント・ウインドウ用ワイパー・ブレード・ラバーの交換	○	○
コイル・サスペンションの取り付け部及び連結部の緩み、	○	○	(メンテナンスインジケーター点灯時)		
がた及び損傷	○	○	その他		
ショック・アブソーバーの油漏れ、損傷	—	○	メンテナンスインジケーターのリセット	○	○
動力伝達装置			(メーカー指定点検整備完了時)		
プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの			シフトロック機能の点検	○	○
継手部(ジョイント・ディスク)のがた及び状態の点検	○	○	エンジン冷却水のクーラント濃度の点検	○	○
デファレンシャルの油漏れ及び油量	—	○	インジケーター・ランプ、ウォーニング・ランプ、ルーム・ランプ、	○	○
電気装置			トランク・ランプの点灯状態		
バッテリーの液量(AGMバッテリーは12.6V以上あること)	○	○	ヘッドランプ・ウォッシャー・システムの機能	○	○
原動機			ヘッドランプ・ワイパー及びリアワイパー・ブレードの状態	○	○
エンジンオイル及びフィルターの交換	○	○	エアコンディショナーの冷媒の量	○	○
(メンテナンスインジケーター点灯時)	○	○	エンジンルームの目視点検	○	○
燃料漏れ	—	○	車両下部の目視点検	○	○
冷却装置の水量	○	○	シートベルト及びシートベルト・バックルの損傷及び機能	○	○

※上記項目は一部を記載しており、モデルによって異なります。またメルセデス・ベンツ AG の指示により予告なく変更される場合があります。

(3) 時期のお知らせ

お客様のスマート車には、使用状況を判断してメーカー指定点検整備を行う時期をお知らせするメンテナンスインジケーターを装備しています。

車両の使用状況により、次のメーカー指定点検整備予定期までの日時または距離が表示されます。

メーカー指定点検整備の時期の約30日前または1,500km前になると、エンジン始動後、メーターパネル内のメンテナンスインジケーターに数秒間メンテナンスメッセージ（スパナマークと次のメンテナンスまであと30日です/1,500kmです）が表示されます。

メンテナンスインジケーターが点灯したときは、すみやかに指定サービス工場にてメーカー指定点検整備を行ってください。

メーカー指定点検整備後は、指定サービス工場がメンテナンスインジケーターをリセットし、以後、走行距離20,000kmまたは経過日数が1年に近づくたびに表示します。

メンテナンスインジケーターの表示例



> smart メンテナンス・サービスの内容

3. 定期交換部品の交換・補充

メーカー指定点検整備だけでなく、通常の使用により交換時期に達した部品や油脂類を整備手帳の「定期交換部品項目」の一覧表内で定めた部品を無料で交換・補充します。

交換時期は、メンテナンスインジケーターでお知らせする交換の場合と、点検整備時の当該部品の状態による交換・補充の場合、および走行距離または経過年数による場合があります。メンテナンスインジケーターが表示されましたら、速やかに指定サービス工場に入庫をお願いいたします。

- 交換時期に達していない定期交換部品および下記一覧表に定めていない部品の交換は有償になります。
- 交換時期の詳細に関しては、指定サービス工場にお問い合わせください。

〈定期交換部品の交換・補充〉

エンジンオイルフィルター	メンテナンスインジケーター表示時、または前回の交換から1年以上経過時
エンジンオイル	
ワイパーブレード*	走行距離に関係なく、前回の交換から1年以上経過時
エアコンダストフィルター	走行距離に関係なく、前回の交換から2年以上経過時

*リアワイパーは対象外となります。

4. smart メンテナンス利用料金表

〈smart メンテナンス利用料金表〉

モデル	税込み価格 (消費税 10%)
スマート フォーツー/スマート フォーフォー (モデル453に限る)	¥69,259

smart メンテナンスプラスをご利用になるには、
指定サービス工場*にお車をお持ちいただき、整備手帳、車検証
および本冊子をご提示ください。

サポートの内容に関しては、
「>> smart メンテナンス / smart メンテナンスプラス契約約款」に
記載されています。その内容に従ってサービスをご提供いたしますので、
あらかじめお読みいただきますようお願い申し上げます。



*指定サービス工場とは当社が指定するメルセデス・ベンツ サービス工場・スマート サービス工場をいいます。
以下、本冊子において指定サービス工場といたします。

>smart メンテナンスプラスご利用時の注意点

(1) smart メンテナンスとの違い

smart メンテナンスとは下記の点が異なりますので、ご注意ください。

- ①新車登録後いつでも加入でき、何回でも再加入できます。
- ②サービス開始は初回車検以降からとなります。
- ③メーカー指定点検整備の実施回数はメーカー 2年点検を1回、メーカー 1年点検を1回、定期交換部品の交換・補充は所定の定期交換部品と交換回数に限りです。
- ④メーカー 2年点検を1回、メーカー 1年点検を1回実施した時点で契約は終了となります。

(2) smart メンテナンスプラスをご利用になるには

指定サービス工場にお車をお持ちいただき、整備手帳、車検証および本冊子をご提示ください。

サポートの内容に関しては、「>> smart メンテナンス / smart メンテナンスプラス契約約款」に記載された内容に従って適用されますので、予め読みいただきますようお願い申し上げます。

(3) お客様にお守りいただくこと

スマート車を最適なコンディションで維持するために、日頃より以下のことをお守りください。

- ①取扱説明書に掲載されている取扱方法をお守りください。
- ②日常点検および整備（高速走行前の点検を含む）を実施してください。
- ③いつでもサービスを受けられるように、車検証、整備手帳、会員証（本冊子）は常時携行ください。

> smart メンテナンスプラス・サービスの内容

1. 全体

(1) smart メンテナンスプラスの内容

サービス期間	新車登録後36ヶ月目からサービスを提供します。最長サービス提供期間は24ヶ月となります。 ただし、「メーカー2年点検」「メーカー1年点検」を各1回ずつ実施した時点で契約は終了となります。 ※お客様のサービス終了日は巻末、添付の「申込書兼会員証」をご参照ください。
サービス内容	①メーカー指定点検整備 >> P23 をご参照ください。 ②定期交換部品の交換・補充 >> P33 をご参照ください。

(2) smart メンテナンスプラスにおけるメンテナンスとは

スマート車を正常な状態に維持するために、

①メーカー指定点検整備でお車の状態を点検し、②交換・補充時期に達した所定の定期交換部品を交換・補充することをいいます。

上記以外の、①メーカー指定点検整備時、または通常使用時における、②で定めていない定期交換部品、消耗部品の交換や保証期間経過後の製品の故障・製品不具合等については、上記メンテナンスの対象ではありません。

(3) サービス内容

サービス期間

メーカー指定点検整備

メーカー
2年点検 (メンテナンスインジケーター表示時)



法定2年(24ヶ月)点検

+

メーカー(メルセデス・ベンツ AG)
が指定した点検項目

メーカー指定点検整備

メーカー
1年点検 (メンテナンスインジケーター表示時)



法定1年(12ヶ月)点検

+

メーカー(メルセデス・ベンツ AG)
が指定した点検項目

定期交換部品の交換

- ・エンジンオイルフィルター
- ・エンジンオイル
- ・ブレーキ液
- ・ワイパーブレード*

- ・エンジンオイルフィルター
- ・エンジンオイル
- ・エアコンダストフィルター
- ・ワイパーブレード*

*リアワイパーは対象外となります。

> smart メンテナンスプラス・サービスの内容

1. 全体

(4) smart メンテナンスプラスの契約事例

smart メンテナンスプラスのサービス提供期間は最長24ヶ月です。ただし提供期間に関わらず、提供されるサービス内容は同一です。

■ smart メンテナンス終了後、引き続き smart メンテナンスプラスに契約し、終了後に再契約した場合。

1回目は36ヶ月のメーカー2年点検で車検を行い、次のメーカー1年点検で終了。続けて2回目の smart メンテナンスプラスに契約。この場合は、60ヶ月のメーカー2年点検で車検を行い、次のメーカー1年点検で終了となります。

サービスを受けられる
メーカー指定点検整備  メーカー2年点検 (36ヶ月と60ヶ月の車検時)  メーカー1年点検 (メンテナンスインジケータ表示時)

新車登録～	1回目契約		2回目契約	
	サービス開始	サービス終了	サービス開始	サービス終了
～ 35ヶ月	36ヶ月～	48ヶ月	49ヶ月～	72ヶ月
	 メーカー2年点検	メーカー1年点検 	 メーカー2年点検	メーカー1年点検 

■ smart メンテナンス終了後、後日 smart メンテナンスプラスに契約した場合。

48ヶ月目に契約した場合は、60ヶ月車検時のメーカー2年点検で終了となり、サービス提供期間は約1年となります。

引き続きサービスの提供をご希望の方は smart メンテナンスプラスを再契約してください。

サービスを受けられる
メーカー指定点検整備  メーカー1年点検 (メンテナンスインジケータ表示時)  メーカー2年点検 (60ヶ月の車検時)

新車登録～	再契約	
	サービス開始	サービス終了
～ 35ヶ月	48ヶ月	60ヶ月
未契約期間	 メーカー1年点検	メーカー2年点検 

■中古車を購入し、smartメンテナンスプラスに契約した場合。

メンテナンスインジケータ表示時にメーカー1年点検を実施、前回車検時から24ヶ月のメーカー2年点検で終了となります。

引き続きサービスの提供をご希望の方はsmartメンテナンスプラスを再契約してください。

サービスを受けられる
メーカー指定点検整備



メーカー1年点検（メンテナンスインジケータ表示時）



メーカー2年点検（前回車検時から24ヶ月後）



■smartメンテナンスプラスに契約後、メーカー1年点検を先に受け、車検時にメーカー2年点検を利用する場合で、車検時期より前にメンテナンスインジケータが表示した場合。

走行距離20,000kmまたは1年経過のインジケータ表示でメーカー1年点検、2年後にメーカー2年点検となりますが、

車検時期の前に走行距離がさらに20,000kmを超えた場合のメーカー1年点検は有料サービスとなります。

サービスを受けられる
メーカー指定点検整備



メーカー1年点検（メンテナンスインジケータ表示時）



メーカー2年点検（車検時）



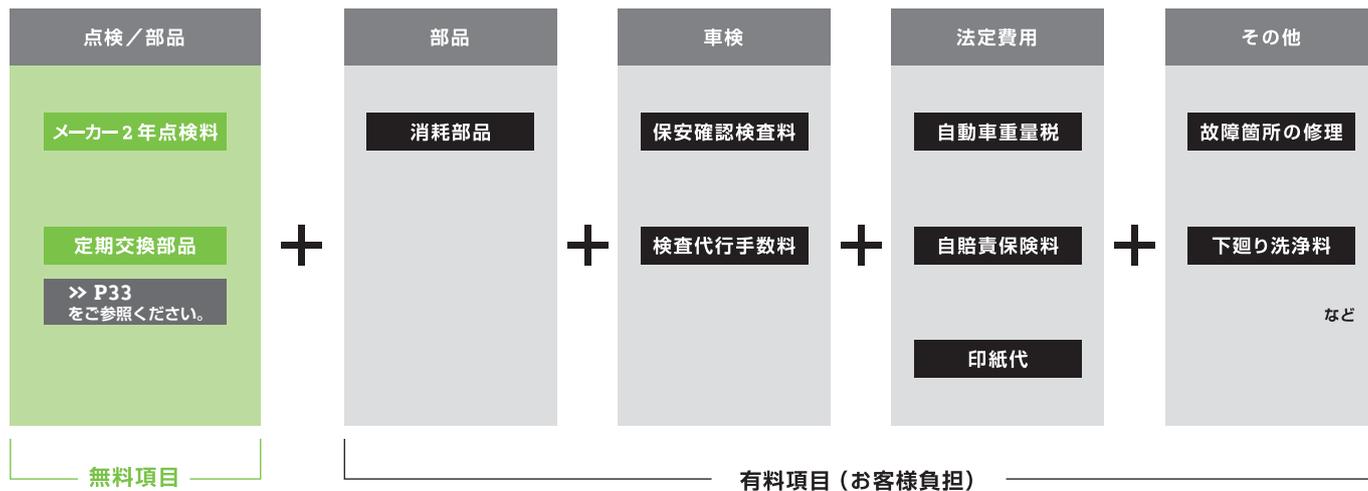
> smart メンテナンスプラス・サービスの内容

1. 全体

(5) 車検とメーカー指定点検整備の関係

smart メンテナンスプラスでは、車検にかかる諸費用は適用外であり、有料(お客様負担)となります。

車検にかかる費用と内容(メーカー2年点検実施の場合)



グレー地の項目はお客様負担となります。

点検 / 部品	メーカー2年点検	法定2年点検	法定2年点検に、法定点検以外の項目でメルセデス・ベンツ AG が指定した点検項目を加えた点検です。 ※点検は、車を安全にお乗りいただくために各主要箇所をチェックするものです。
		メルセデス・ベンツ AG が指定した点検項目	法律で定められた2年毎(ただし初回は3年目)に実施する、お車を良好な状態で維持していただくための点検です。
	定期交換部品	>> P33 をご参照ください。	自動車には、走行距離や時間の経過とともに劣化する部品や、使用にとまない磨耗する部品があります。 これらの部品につきましては、定期的な点検と適切な時期での部品交換が必要となります。
		消耗部品	自動車の使用にとまって消耗する部品で、定期的な点検と適切な時期での交換が必要となります。
車検	車検(継続検査)		国の定めた基準(保安基準)に対して、検査実施時点で適合しているかどうかを、テスターや目視によって確認します。 ※車検は、国が定めた安全や環境の基準をクリアしているかどうかをチェックする検査で、あくまでその時点での車の状態をチェックするものです。
		保安確認検査料*	各種検査機器等を使用して、国が定める保安基準に適合しているかどうかを検査するための料金です。
		検査代行手数料	運輸支局等で自動車検査証の更新を行うための作業料金です。(書類作成、運輸支局への申請等)
法定費用	自動車重量税	自動車の車重・重量に応じて課せられる税金です。	
	自賠責保険料	全ての自動車について契約締結を義務付けている保険(強制保険)の保険料です。	
	印紙代	検査を受け、自動車検査証の更新を受けるために国に納める手続き料です。	
その他	その他	故障箇所の修理費用	点検の結果、故障が発見され必要となった修理費用です。
		下廻り洗浄料	下廻りの汚れ洗浄作業で、正確な点検を実施するために、また自動車検査場において審査を受ける場合には審査を安全かつ円滑に行うために下廻り部分は泥等の付着がなく装備等の確認ができる状態しておく必要があります。
		(下廻り塗装)	車の下廻りは、走行条件や環境によっては、傷付いたり腐食する可能性があり、特に降雪地域では、凍結防止剤散布による腐食が懸念されることから、これらを防止するための塗装作業です。

※お客様負担の詳細については、メルセデス・ベンツ正規販売店、または指定サービス工場までお問い合わせください。

* 販売店・サービス工場によっては、"完成検査料"、"総合検査料"、"検査機器使用料"等の異なる名称で表示している場合があります。

> smart メンテナンスプラス・サービスの内容

2. メーカー指定点検整備

(1) 種類：メーカー2年点検／メーカー1年点検

メーカー指定点検整備には、メーカー2年点検とメーカー1年点検の2種類があります。サービス期間中、各々1回まで無料でご提供いたします。メンテナンスインジケーターに「メンテナンス時期のお知らせ」が表示された場合、速やかに指定サービス工場に入庫してください。

メーカー2年点検 (1回)

法定2年（24ヶ月）点検に、メーカー（メルセデス・ベンツ AG）が指定した点検項目を加えたもので、smart メンテナンスプラスの場合、法律で定められた24ヶ月毎（ただし、初回は36ヶ月目）に実施する点検整備です。メーカー2年点検を行うことで、法定2年（24ヶ月）点検も完了します。

法定2年点検

法律で定められた24ヶ月毎
(ただし、初回は36ヶ月目)に
実施する点検



メーカー
(メルセデス・ベンツ AG)
が指定した点検項目*

>> P32 をご参照ください。

メーカー2年点検

* 法定点検以外の項目でスマート車を最適なコンディションを維持するために、メーカー(メルセデス・ベンツ AG)が指定した点検項目です。

法定2年点検における点検項目

かじ取り装置

ハンドル	操作具合
ギヤ・ボックス	取付けの緩み
ロッド及びアーム類	1. 緩み、がた及び損傷 2. ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷
かじ取り車輪	ホイール・アライメント
パワー・ステアリング装置	1. 油漏れ及び油量 2. 取付けの緩み

制動装置

マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ	機能、摩耗及び損傷
ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムの摩耗及び損傷
ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクの摩耗及び損傷

走行装置

ホイール	1. フロント・ホイール・ベアリングのがた 2. リヤ・ホイール・ベアリングのがた
------	--

緩衝装置

取付部及び連結部	緩み、がた及び損傷
ショック・アブソーバー	油漏れ及び損傷

動力伝達装置

プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷
----------------------	----------------------

動力伝達装置

デファレンシャル	油漏れ及び油量
----------	---------

電気装置

電気配線	接続部の緩み及び損傷
------	------------

原動機

燃料装置	燃料漏れ
------	------

ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置

ブローバイ・ガス還元装置	1. メーターリング・バルブの状態 2. 配管の損傷
--------------	-------------------------------

燃料蒸発ガス排出抑止装置

燃料蒸発ガス排出抑止装置	1. 配管等の損傷
	2. チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷
	3. チェック・バルブの機能
	1. 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷
	2. 二次空気供給装置の機能

一酸化炭素等発散防止装置

一酸化炭素等発散防止装置	3. 排気ガス再循環装置の機能
	4. 減速時排気ガス減少装置の機能
	5. 配管の損傷及び取付状態

その他

エグゾースト・パイプ及びマフラー	マフラーの機能
車枠及び車体	緩み及び損傷

＋ 法定1年点検

➤ P31 をご参照ください。

> smart メンテナンスプラス・サービスの内容

2. メーカー指定点検整備

メーカー 1年点検 (1回)

法定1年(12ヶ月)点検に、メーカー(メルセデス・ベンツ AG)が指定した点検項目を加えたもので、smart メンテナンスプラスの場合、メンテナンスインジケータに「メンテナンス時期のお知らせ」が表示された時に実施する点検整備です。メーカー1年点検を行うことで、法定1年(12ヶ月)点検も完了します。



メーカー 1年点検

* 法定点検以外の項目でスマート車を最適なコンディションを維持するために、メーカー(メルセデス・ベンツ AG)が指定した点検項目です。

法定 1 年点検における点検項目

かじ取り装置

パワー・ステアリング装置 ベルトの緩み及び損傷

制動装置

ブレーキ・ペダル 1.遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間
2.ブレーキの効き具合

駐車ブレーキ機構 1.踏みしろ(引きしろ)
2.ブレーキの効き具合

ホース及びパイプ 漏れ、損傷及び取付状態

マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ 液漏れ

ブレーキ・ドラム及び
ブレーキ・シュー 1.ドラムとライニングとのすき間
2.シューの摺動部分及びライニングの摩耗

ブレーキ・ディスク及びパッド 1.ディスクとパッドとのすき間
2.パッドの摩耗

走行装置

- 1.タイヤの状態
 - タイヤの空気圧
 - タイヤの亀裂及び損傷
 - タイヤの溝の深さ及び異常な摩耗
 - 必要のある場合スベアタイヤの点検
- 2.ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み

ホイール

動力伝達装置

クラッチ ベタルの遊び及び切れたときの床板とのすき間

トランスミッション及びトランスファ 油漏れ及び油量

プロペラ・シャフト及び
ドライブ・シャフト 連結部の緩み

電気装置

1.点火プラグの状態

2.点火時期

3.ディストリビューターのキャップの状態

点火装置

バッテリー ターミナル部の接続状態

原動機

1.排気の状態

2.エアクリーナーエレメントの状態

本体

潤滑装置

油漏れ

冷却装置

1.ファンベルト(Vベルト)の緩み及び損傷

2.水漏れ

その他

エグゾースト・パイプ及びマフラー 取付けの緩み及び損傷

> smart メンテナンスプラス・サービスの内容

2. メーカー指定点検整備

(2) サービス一覧 メルセデス・ベンツ AG が独自に指定する主な点検項目

かじ取り装置	メーカー2年点検	メーカー1年点検	ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	メーカー2年点検	メーカー1年点検
ギヤ・ボックスの油漏れ	○	○	AdBlue®の残量点検、充填	—	○
ロッド、アーム類の緩み、がた、損傷	—	○	点検の結果及び整備の概要		
ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷	—	○	熱害防止装置の遮熱板の取り付けの緩み及び損傷	○	○
ステアリング・リンケージの状態の点検	○	○	灯火装置及び方向指示器		
フロント・アクスル・ジョイントの状態の点検	○	○	点灯又は点滅具合、汚れ及び損傷	○	○
ナックルの連結部のがた	○	○	ヘッドランプ光軸調整装置の状態 (バイキセノン装備車)	○	○
パワー・ステアリング装置の油漏れ、油量	—	○	ヘッドランプ光軸の点検及び調整 (バイキセノン装備車を除く)	○	○
制動装置			ランプ消し忘れアラームの機能	○	○
リザーブ・タンクの液量	○	○	ウインドウ・ウォッシャーの液量、噴射状態	○	○
マスター・シリンダ、ホイール・シリンダ、ダスト・ブーツ、	—	○	ワイパーの払拭状態	○	○
ディスク・キャリパーの機能、摩耗、損傷	—	○	警音器、窓拭器、洗浄液噴射装置、デフロスター及び		
ディスクの摩耗、損傷	—	○	施錠装置の作用	○	○
緩衝装置			フロント・ウインドウ用ワイパー・ブレード・ラバーの交換	○	○
コイル・サスペンションの取り付け部及び連結部の緩み、	○	○	(メンテナンスインジケーター点灯時)		
がた及び損傷	○	○	その他		
ショック・アブソーバーの油漏れ、損傷	—	○	メンテナンスインジケーターのリセット	○	○
動力伝達装置			(メーカー指定点検整備完了時)		
プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの			シフトロック機能の点検	○	○
継手部 (ジョイント・ディスク) のがた及び状態の点検	○	○	エンジン冷却水のクーラント濃度の点検	○	○
デフレンシャルの油漏れ及び油量	—	○	インジケーター・ランプ、ウォーニング・ランプ、ルーム・ランプ、		
電気装置			トランク・ランプの点灯状態	○	○
バッテリーの液量 (AGMバッテリーは12.6V以上あること)	○	○	ヘッドランプ・ウォッシャー・システムの機能	○	○
原動機			ヘッドランプ・ワイパー及びリアワイパー・ブレードの状態	○	○
エンジンオイル及びフィルター交換			エアコンディショナーの冷媒の量	○	○
(メンテナンスインジケーター点灯時)	○	○	エンジンルームの目視点検	○	○
燃料漏れ	—	○	車両下部の目視点検	○	○
冷却装置の水量	○	○	シートベルト及びシートベルト・バックルの損傷及び機能	○	○

※上記項目は一部を記載しており、モデルによって異なります。またメルセデス・ベンツ AG の指示により予告なく変更される場合があります。

3. 定期交換部品の交換・補充 4. smart メンテナンスプラス利用料金表

(3) 時期のお知らせ

メーカー指定点検整備だけでなく、通常の使用により交換時期に達した部品や油脂類を整備手帳の「定期交換部品項目」の一覧表内で定めた部品を無料で交換・補充します。

交換時期は、メンテナンスインジケーターでお知らせする交換の場合と、走行距離または経過期間による場合があります。メンテナンスインジケーターが表示されましたら、速やかに指定サービス工場に入庫をお願いいたします。

- 交換時期に達していない定期交換部品および当社の定めるところにない部品の交換は有料になります。
- 交換時期の詳細に関しては、指定サービス工場にお問い合わせください。

〈定期交換部品の交換・補充〉

エンジンオイルフィルター	メンテナンスインジケーター表示時、または前回の交換から1年以上経過時
エンジンオイル	
ワイパーブレード*	走行距離に関係なく、前回の交換から1年以上経過時
エアコンダストフィルター	走行距離に関係なく、前回の交換から2年以上経過時
ブレーキ液	走行距離に関係なく、新車登録日から3年以上経過時、以降、前回の交換から2年以上経過時

*リアワイパーは対象外となります。

〈smart メンテナンスプラス利用料金表〉

モデル	税込み価格 (消費税10%)
スマート フォーター/スマート フォーフォー (モデル453に限る)	¥81,483

>> smart メンテナンス / smart メンテナンスプラス サービス内容

1. サービス適用除外項目（共通）

(1) サービスの適用除外内容

1 車検取得にかかる次に掲げる費用

○ 検査関連費用

・ 保安確認検査料 / 検査代行手数料

○ 法定費用

・ 自動車重量税 / 自賠責保険料 / 印紙代

○ 下廻り洗浄料

※各名称は販売店・サービス工場によって、異なる場合があります。

2 サービスを受ける際の、

お車のお引取りおよび納車のサービス

3 サービスを受ける際の、代車のサービス

4 点検整備に要する期間にお車を使用できなかった

ことによる損失等（例：休業補償、営業補償、逸失利益等）

5 指定サービス工場以外での点検整備や修理作業に

要する費用

6 定期交換部品、に記載 **>> P18, P33** をご参照ください。以外の

タイヤ、バッテリー、その他表 1 に定められていない定期交換部品、消耗部品、油脂類の交換・補充に要する代金および部品代

(2) 一般的な適用除外内容

以下に該当または起因すると判断された場合、本サービスは適用されません。

- ① 指定サービス工場以外でのメンテナンス費用
- ② 会員の故意・過失（警告表示が表示されたにも関わらず、これに従わなかった場合を含みます）により、生じた追加の費用
- ③ メーカー指定部品（油脂類を含みます）以外が使用されていた場合
- ④ 法令および当社が認めていない改造または架装が行なわれていた場合
（当社指定サイズ以外のタイヤ・ホイールの装備、前席ガラスへの着色フィルムの貼付を含みます）
- ⑤ 取扱説明書に示す取扱方法と異なる使用がされていた場合
- ⑥ 約款*第2条（2）項に定める対象車両に該当しない車両であった場合
- ⑦ 約款*第9条の事由が発生した場合
- ⑧ 会員から虚偽の申告があった場合、会員からの要求の内容・態様が濫用と認められる場合
- ⑨ 会員が、法令に定める禁止事項または遵守義務に違反した場合
- ⑩ 一般に走行しない場所での走行、またはレース、ラリーなど過酷な条件下で走行した場合
- ⑪ その他本サービスの適用を認めることが社会的通念上不相当または不公平と認められる客観的事由がある場合

*「>> smart メンテナンス / smart メンテナンスプラス契約約款」をご参照ください。

2. 各種手続き（共通）

1. お客様情報を 変更された場合のお願い

転居・転勤、改姓等で、下記情報に変更が生じた場合は、メルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場にお申し出のうえ、「変更届」をご提出をお願いいたします。

お名前

ご住所

お車の
登録番号

smart サービスプログラムのサービスを迅速にご提供させていただくために、大変重要な情報ですので、お手続きをお願いいたします。

2. 譲渡・継承

smart サービスプログラムの会員が契約車両の使用者または所有者でなくなった場合は、原則としてその時点でsmart サービスプログラムは終了となります。（権利の継承はできません）

ただし、下記の場合に限り、「変更届」をご提出いただくことにより、使用者に変更があっても継承が可能です。

- 同居の親族間における使用者の変更
- 個人事業主と法人間の変更で、実質的に使用者の変更がないと当社が認める場合
- 法人の組織変更・商号変更で、実質的に使用者の変更がないと当社が認める場合

3. 個人情報の利用停止

>> smart メンテナンス / smart メンテナンスプラス契約約款、第 11 条に記載の個人情報の利用停止をご希望される場合は、メルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場までご連絡ください。

〒261-7108

千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1
ワールドビジネスガーデン マリブウエスト
メルセデス・ベンツ日本合同会社
0120-650-365

※携帯電話、PHS、自動車電話からでもご利用いただけます。

4. 解約・返金 (smart メンテナンスまたはsmart メンテナンスプラス)

smart メンテナンス/ smart メンテナンスプラスの解約による返金をご希望の場合は、下記の解約条件を満たすことをご確認のうえ、メルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場までお申し出ください。

詳細は「>>smart メンテナンス/ smart メンテナンスプラス契約約款」をご参照ください。

車両条件	廃車あるいは譲渡*
残存期間	解約届の提出完了時にsmart メンテナンスまたはsmart メンテナンスプラスの提供期間の残存期間が3ヶ月以上あること
サービスの提供	smart メンテナンスまたはsmart メンテナンスプラスの残存するメーカー指定点検整備が1回以上あること

*廃車あるいは譲渡の事実を公的証明書で確認できない場合は、利用料金の返金はいたし兼ねますのでご了承ください。

メルセデス・ベンツ車、スマート車の新車にお乗り換えの場合

smart メンテナンスについては初回メーカー指定点検整備実施前までに、smart メンテナンスプラスについてはサービス開始日前までに、廃車または譲渡のうえ smart メンテナンスまたは smart メンテナンスプラスを解約し、メルセデス・ベンツ正規販売店で新車（メルセデス・ベンツ、スマート車）をご購入のうえ、スマート車の smart メンテナンス契約または smart メンテナンスプラス契約、メルセデス・ベンツ車のメンテナンスプラス契約またはメンテナンスプラスライト契約を新たにお申し出いただくときは、お支払済みの利用料金全額を次のお車のメンテナンスサービス利用料金に振り替えることができます。ただし、モデルが異なる場合またはメンテナンスサービスの利用料金が改定されている場合は、差額を調整いたします。また、解約と次のお車のメンテナンスサービスのお申込は、2ヶ月間以内に、同一のメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場にて手続きいただきますようお願いいたします。

≫ smart メンテナンス / smart メンテナンスプラス

契約約款

本 smart メンテナンス保証約款（以下、「本約款」といいます）は、本約款に定める smart メンテナンスまたは smart メンテナンスプラスの各保証サービスプログラム（以下、「各保証プログラム」といいます）に加入する会員（以下、「会員」といいます）とメルセデス・ベンツ日本合同会社（以下、「当社」といいます）との間で、当社が有料で提供する各保証プログラムに関わる一切の事項に適用されます。

1. 本約款の適用・定義

(1) 本約款において、次の用語は、それぞれ以下の意味で使用します。

① smart メンテナンス：所定のメンテナンスを所定の期間（新車登録日から最長 35 ヶ月間）有料で提供するサービスで、契約の申込可能期間を新車登録日から 1 年以内（ただし、初回メーカー指定点検実施前）とするプログラム

② smart メンテナンスプラス：所定のメンテナンスを新車登録日から 35 ヶ月以降、所定の期間（最長 24 ヶ月間）有料で提供するサービスで、契約の申込可能期間を特に制限しないプログラム

③ 本サービス契約：会員と当社の間で本約款にもとづいて各保証プログラム毎になされる本サービスに関する契約

④ 本サービス：各保証プログラムの会員に対し、本約款末尾の表 1 に従い契約車両の（1）メーカー指定点検整備および（2）定期交換部品の交換・補充を当社が指定する指定サービス工場において無料で実施するメンテナンスに関するサービス

⑤ メーカー指定点検整備：当社が指定する点検整備で整備手帳の「点検整備方式」の「点検整備項目」/「点検整備時期」/「メーカー指定点検」/「1 年」、「2 年」に記載された全ての点検整備（以下、「メーカー 1 年点検」、「メーカー 2 年点検」といい、法定点検/自家用/1 年毎及び 2 年毎所定の時期に合わせて実施）

⑥ メンテナンスインジケータ：車両の使用状況に応じてメーカー指定点検整備までの日数または走行距離を車両のメーターパネル内でお知らせする機能

⑦ 契約車両：第 2 条（4）項で定義する会員証に記載された車台番号の車両で、会員と当社との本サービス契約により、本サービスの提供の対象となるスマート車

⑧ 対象車両：当社の定める本サービス契約の申込可能な車両

⑨ 利用者：会員から契約車両の利用の許諾を受け、正当な権限のもとに当該契約車両を現に利用している者

⑩ 指定サービス工場：当社が指定するスマート指定サービス工場

⑪ 新車登録日：対象車両が新車として登録された日

(2) 当社は、本約款に従って本サービスを提供します。

また、当社は、本約款を変更することができます。この場合、当社は、変更後の約款に従って本サービスを提供します。当社は、本約款を変更する場合、当社ホームページに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を掲載することにより、会員に周知するものとします。

2. 本サービス契約の申込

(1) 申込手続

本サービス契約の申込者は、あらかじめ本約款の遵守を承諾した上で、当社所定の申込書に必要事項を記入し、当社の指定するメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場を経由して、本条（3）項に定める申込可能期間内に当社宛に申込書を提出し利用料金を支払うものとします。ただし、当社が別途ウェブサイトその他所定の電子機器による申込手続を用意した場合、申込者は、これらに従い申込手続を行うことができます。また、当社から直接対象車両の販売を受けた場合、当社に直接申し込むこともできるものとします。当社は、契約車両 1 台につき、その所有者または使用者と会員契約を締結するものとします。申込者は、本条（2）項に定める対象車両の所有者または使用者とします。対象車両の所有者または使用者として登録されていない方は、本サービス契約を申し込むことができません。

(2) 対象車両

対象車両は、当社が輸入し、日本国内で販売されたスマート車で、日本国内で自家用乗用車として使用されている車両とします。ただし、以下の車両については、申し込むことができません。万一、誤って申込手続が完了した場合、当該契約は無効とし、当社は、会員の手続を完了した者に対し、受領済みの利用料金を無利息ですみやかに返還するものとします。ただし、会員の手続を完了した者が本サービスの提供を受けていたときは、当該サービスを実施した指定サービス工場が顧客に請求する代金相当額を利用料金から控除して返還するものとします。

(A) smart メンテナンス及び (B) smart メンテナンスプラスに共通

① モデル 450、451、452、454 のスマート車

② レンタカー

③ 事業用車両（例：ハイヤー、タクシー等）

④ 特殊用途車両（例：キャンピングカー、教習車、事務室車、霊柩車等）

⑤ 法令に違反しているか、または当社が認めていない改造、架装、変更が加えられて

いる車両

⑥競技車両

⑦当社の新車保証が付保されていない車両

(A) smart メンテナンスのみに適用

⑧ smart メンテナンスの契約申込時、当該保証プログラムに含まれる初回メーカー指定点検整備が実施済みの車両

⑨ smart メンテナンスの契約申込時、中古車の場合で新車保証の保証書第 8 条に定める保証の継承手続きが行われていない車両

(3) 申込可能期間本サービス契約の申込可能期間は、以下の通りとします。

(A) smart メンテナンス：新車登録日から 1 年以内（ただし、初回メーカー指定点検の実施前まで）

(B) smart メンテナンスプラス：新車登録後であれば特に制限なし

(4) 会員証

本サービス契約は、「smart メンテナンス会員証」または「smart メンテナンスプラス会員証」（以下、「会員証」といいます）にサービス開始日、終了日、契約車両の登録番号、新車登録日、車台番号等への必要事項が記入され、会員が本サービスをお申込になった、当社、メルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場が捺印をすることにより、申込手続が完了し、会員証が有効となります。

3. 期間

(1) 本サービス契約の期間

本サービス契約の期間は、以下の契約締結日から契約終了日までとします。

・契約締結日：

(A) smart メンテナンス及び (B) smart メンテナンスプラスに共通

第 2 条 (4) 項に定める会員証が有効となった日

・契約終了日：

(A) smart メンテナンス

新車登録日から 35 ヶ月後の応当日の前日とし、申込書および会員証の「サービス終了日」欄に記載された日とします。ただし、上記契約終了日前にメーカー 1 年点検を 2 回実施した場合、その日をもって契約終了日とします。

(B) smart メンテナンスプラス

下記に定めるサービス提供開始日から 24 ヶ月後の応当日の前日とし、申込書および会員証の「サービス終了日」欄に記載された日とします。ただし、上記契約終了日前にメーカー 1 年点検、メーカー 2 年点検を各 1 回実施した場合、その日をもって契約終了日とします。

(2) 本サービス契約の提供期間

本サービスの提供期間は、以下に記載する本サービスの提供開始日から本サービスの契約終了日までとなります。なお、当該期間中の走行距離の制限はありません。

・提供開始日：

(A) smart メンテナンス及び (B) smart メンテナンスプラスに共通

申込書および会員証の「サービス開始日」欄に記載された日とします。ただし、(B) smart メンテナンスプラスについては、新車登録日から 35 ヶ月以降とします。また、会員証の記載が本条 (1) 項、(2) 項の各規定と異なる場合は、各規定に従うものとします。

4. 本サービスの適用

(1) 本約款の規定は、日本国内においてのみ有効であり、日本国内で使用される契約車両にのみ適用されます。日本以外の国において契約車両が使用される場合は、当社は本サービスを提供いたしません。

(2) 会員または利用者が本サービス提供のために必要な会員証の提示および本人確認を求められたにもかかわらずこれに応じない場合は、本サービスを受けられないことがあります。

(3) 会員および利用者は、契約車両につき以下の事項を遵守するものとします。

①取扱説明書に示す取扱方法に従った使用

②日常点検および整備（高速走行前の点検を含む）の実施

③定期点検整備の実施が確認できる整備手帳、自動車検査証および会員証の提示

(4) 会員または利用者が、本サービスの提供を受ける場合には、本サービスの提供期間内に本約款末尾の表 1「本サービスの内容」の実施時期に応じて最寄りの指定サービス工場に契約車両をお持ちいただき、整備手帳、自動車検査証および会員証をご提示のうえ、指定サービス工場のサービスアドバイザーに本サービスの実施をお申し付けください。

契約約款

5. 本サービスの内容

(1) 契約車両のメーカー指定点検整備および定期交換部品を本約款末尾の表 1「本サービスの内容」に従い、当社の指定サービス工場において無料で実施いたします。なお、交換のために取り外した部品は、当社の所有物となります。本約款末尾の表 1 に該当しない部品及び記載のない部品の交換は、有償となります。

(2) メーカー指定点検整備の実施回数は、以下の通りとします。

- (A) smart メンテナンス
 - ・メーカー 1 年点検：2 回
- (B) smart メンテナンスプラス
 - ・メーカー 1 年点検：1 回
 - ・メーカー 2 年点検：1 回

6. 本サービスが適用されない事項

(1) 以下に該当または起因すると判断された場合、本サービスは適用されません。

- ①指定サービス工場以外でのメンテナンス費用
- ②会員または利用者の故意・過失（警告表示が表示されたにも関わらず、これに従わなかった場合を含みます）により、生じた追加の費用
- ③当社指定部品（油脂類を含みます）以外が使用されていた場合
- ④法令および当社が認めていない改造または架装が行なわれていた場合（当社指定サイズ以外のタイヤ・ホイールの装備、前席ガラスへの着色フィルムの貼付を含みます）
- ⑤取扱説明書に示す取扱方法と異なる使用がされていた場合
- ⑥第 2 条（2）項に定める対象車両に該当しない車両であった場合
- ⑦第 9 条の事由が発生した場合
- ⑧会員または利用者から虚偽の申告があった場合、会員または利用者からの要求の内容・態様が濫用と認められる場合
- ⑨会員または利用者が、法令に定める禁止事項または遵守義務に違反した場合
- ⑩一般に走行しない場所での走行、またはレース、ラリーなど過酷な条件下で走行した場合
- ⑪その他本サービスの適用を認めることが社会的通念上不当または不公平と認められる客観的事由がある場合

(2) 本サービスは、以下を含みません。

- ①第 5 条に定められていない項目
- ②タイヤ、バッテリー、その他本約款末尾の表 1 に定められていない定期交換部品、消耗部品、油脂類の交換・補充に要する代金および部品代
- ③納車・引取りサービス
- ④代車サービス
- ⑤契約車両が使用できないことによる損失（休業補償、営業補償、逸失利益等）

7. 届出事項、変更事項、通知方法

(1) 申込書に記載されている会員の氏名、住所、契約車両の登録番号に変更があった場合、会員はその変更事項につき、当社の指定する変更届をもって、当社の指定するメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場へ速やかに届け出るものとします。

(2) 会員は、契約車両を譲渡または廃車する場合は、予め当社所定の届出書により、当社の指定するメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場に本サービス契約の解約を届け出るものとします。

(3) 会員は、本会員証を汚損・紛失した場合は、当社の指定するメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場へお申し出ください。有料にて再発行の手続きを行います。

(4) 当社から会員に通知を行う場合は、会員から当社に届け出がなされている氏名、名称、住所宛に行います。なお、会員がその氏名、名称または住所に変更があったにもかかわらず、本条（1）項に定める届け出を怠った場合には、当社からの通知は、会員から当社に届け出がなされている宛先へ通知を発し、その通知が通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. 本サービス契約の譲渡・継承

会員の契約上の権利義務は、会員の一身専属的なものとみなし、包括または特定承継を問わず一切これを第三者に譲渡・継承させ、また担保に供することはできないものとします。ただし、第 9 条（5）項⑤ただし書きに定める場合を除きます。

9. 本サービス契約の解約・解除・終了

(1) 当社都合による本サービス契約の解約

当社は、3ヶ月間の予告期間をもって会員に通知のうえ、本サービスの提供を中止し、本サービス契約を解約することができます。この時、メーカー指定点検整備が未実施の場合、支払い済みの利用料金を全額返還します。ただし、メーカー指定点検整備を実施済の場合は、本約款末尾の表2に従い返還します。

(2) 当社による本サービス契約の解除

当社は、以下の場合には、何ら通知または催告をすることなく、本サービスの提供を停止し、本サービス契約を解除することができるものとします。ただし、会員が個人の場合（事業としてまたは事業のために本サービス契約の当事者となる場合を除く）には、以下①の事由に基づく解除は、相当の期間を定めた催告のうえ行うものとします。

- ①会員が所定の利用料金を支払っていない場合
- ②申込書の記載内容、登録変更届出書の記載内容について、虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ③会員が本サービスの利用に関して、違法な行為または当社との信頼関係を著しく損なう背信的行為を行なった場合
- ④会員が本約款の規定に違反し、その違反について当社が重大な違反であると判断した場合

(3) 会員都合による本サービス契約の解約

会員による本サービス契約の解約は、以下に該当する場合に限り、支払い済みの利用料金のうち所定の金額を本サービス契約の終了の日から60日以内に返還します。契約車両が廃車または譲渡された場合に本約款末尾の表3に定める条件に応じて所定の金額を返還します。ただし、契約終了日3ヶ月以内に本条（4）項に定める適宜な解約届の提出を完了した場合に限りです。

(4) 解約時の必要書類

会員は、本条（4）項の条件を満たし本サービス契約の解約を希望するときには、あらかじめ当社所定の解約届および廃車もしくは譲渡の事実を証明する公的証明書を当社の指定するメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場に提出するものとします。会員からの有効な解約届および廃車もしくは譲渡の事実を証明する公的証明書を当社の指定するメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場のいずれかが受領した日をもって本サービス契約は終了するものとします。

(5) 契約期間中の本サービス契約の終了

第3条（1）項に定める契約期間（契約締結日から契約終了日まで）に、以下の事由が生じた場合、その事由が発生した時点で本サービス契約は、当然に終了するものとします。

- ①契約車両の修理が不可能と判断された場合
 - ②会員が契約車両の正当な所有者または使用者でなくなった場合
 - ③契約車両の登録が抹消された場合
 - ④契約車両が第2条（2）項②～⑥に記載される車両の、いずれかに該当することとなった場合
 - ⑤本サービス契約締結時に会員が契約車両の使用者であった場合において、会員が契約車両の使用者でなくなった場合
- ただし、⑤については、実質的な使用者に変更のない次の場合に限り所定の用紙をもって届け出ることにより継承することができます。
- ・同居の親族間における使用者の変更
 - ・個人事業主と法人間の変更で、実質的に使用者の変更がないと当社が認める場合
 - ・法人の組織変更・商号変更で、実質的に使用者の変更がないと当社が認める場合
- ⑥個人会員の死亡または法人会員の解散の場合

(6) 本サービス提供後に、本サービス契約の解約・解除・終了が判明した場合

本サービス提供後に、本サービス契約の解約・解除・終了等の事由により本サービスの提供を受ける権利を有していなかったことが判明した場合には、本サービスの提供に要した費用については、提供を受けた方の負担となります。

10. 利用料金

- (1) 会員は、本サービスの利用料金を申込時に一括して支払うものとします。消費税率が変更された場合は、これに応じて利用料金も変更されるものとします。
 - (A) smartメンテナンス：69,259円（消費税10%込）
 - (B) smartメンテナンスプラス：81,483円（消費税10%込）

- (2) 本サービスの利用料金の返還については、第9条（1）項、第9条（3）項または第9条（4）項の規定によるものとします。

契約約款

11. 個人情報の取扱いについて

当社が提供する製品に興味をお持ち頂きありがとうございます。お客さまの個人情報を保護することは、当社にとって非常に重要なことの一つです。当社及びメルセデス・ベンツ グループ会社の個人情報の取扱いについては、以下の定め及び当社プライバシーポリシー (<https://www.mercedes-benz.co.jp/passengercars/content-pool/tool-pages/legal/privacy-statement.html>) をご確認ください。

(1) 個人情報の利用目的

お客さまからご提供いただいた個人情報を次に定める利用目的の範囲内で利用します。

- ①お客さまからのご要望やお問合せにお応えるため
- ②当社とお客さまのお取引を円滑に実施するため
- ③ご購入いただいたメルセデス・ベンツ製品に対するアフターサービスの提供及びその他お客さまのご要望に対応するため
- ④取得した情報を利用又は分析等 (AI による分析を含む) して当社の自動車販売事業及び自動車ローンやリース等の付随サービスに関するフェア、商品・サービス情報、イベント等についての印刷物の送付、電話、電子メール、SNS (ソーシャルネットワークキングサービス)、SMS (ショートメッセージサービス)、訪問、DM、Web 広告、当社製品・サービスの機能及び当社に関する情報誌発送等によるご案内を行うため
- ⑤当社の自動車販売事業及び付随サービスに関する商品・サービスの企画・開発、消費者動向調査、顧客満足度調査等のマーケティング活動のためのアンケート調査を行うため
- ⑥取得した情報を利用又は分析等 (AI による分析を含む) して当社の定期点検、車検・保険満期等のアフターサービスに関する印刷物の送付、電話、電子メール、SNS (ソーシャルネットワークキングサービス)、SMS (ショートメッセージサービス)、訪問、DM、Web 広告、当社製品・サービスの機能及び当社に関するご案内を行うため
- ⑦当社の社内統計資料作成のため (年齢構成、性別構成等)
- ⑧お客さまの利便性の確保及び当社の IT システムを攻撃やその他の不正行為から保護するため
- ⑨前各号に付随する目的で利用するため

(2) 第三者への開示・提供及び業務の委託

当社は、次に定める場合に、当社の正規販売店及びメルセデス・ベンツ グループ会社その他の第三者にお客さまの個人データを提供させていただくことがあります。

①当社は、EU 加盟国及びイギリスの他に、アメリカ、メキシコ、インド、シンガポール、フィリピン、マレーシア、その他の外国にある関係会社及びサーバー管理会社等の委託先 (当社より業務の委託を受けた第三者をいいます。以下同じ。) にお客さまの個人データを提供します。

a. 提供先国の制度：個人情報保護委員会の「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」参照

(<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>)

b. 安全管理措置：当社プライバシーポリシーのセクション2参照

②当社は、本条①のほか、前条に定める利用目的の達成に必要な範囲内で、委託先に、個人データの取り扱いを委託します。尚、委託先は、委託された業務以外に当該個人データを使用しないものとします。

③当社は、前条に定める利用目的を達成するために必要がある場合に、お客さまの個人データを、当社の正規販売店及びメルセデス・ベンツ グループ会社に提供します。

④当社は、当社プライバシーポリシーのセクション7に定める共同利用の場合及び本条①～③に定める場合を除き、お客さまの個人データを、事前にお客さまの同意を得ることなく、第三者に提供しません。但し、人の生命、身体または財産の保護に必要がある場合であって、お客さまの同意を得ることが困難であるときなど、国内外の法令に基づき許容される場合には、お客さまの同意を得ずに、個人データの第三者提供を行うことがあります。

12. 免責

当社は、会員または利用者が本サービスの提供に関して被った損害については、当社の故意・過失による場合を除き、賠償または補償の法的責任を負わないものとします。これには地震、噴火、洪水、津波などの自然災害、戦争、クーデター、暴動、テロ活動、騒乱、労働争議など当社の責に帰することのできない事由により、本サービスの提供ができない場合が含まれますが、これに限定されるものではありません。

13. 合意管轄裁判所

本サービスに関して、当社と会員の間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

14. クーリング・オフ

訪問販売で本サービス契約を申込んだ者（以下、本条では「申込者」といいます）は、有効となった会員証を受領した日を含む 8 日間（土、日、祝日を含みます）が経過するまでの間、当社、メルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場宛の書面を発するごとに、無条件に本サービス契約の解除（以下、「クーリング・オフ」といいます）ができます。クーリング・オフの効力は、申込者がクーリング・オフをずる旨の書面を発した時に生じます。クーリング・オフをした場合、申込者が既に本サービスの提供を受けている場合でもその対価の支払義務はありません。また、申込者が既に利用料金を支払っている場合、遅滞なく当社からメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場を通じて全額返還を受けることができます（クレジット利用の場合は当該クレジット会社の手続きによります）。その他法令の定めによるものとします。なお、当社から直接対象車両の販売を受け、当社に直接申込手続をした申込者は、当社から直接全額返還を受けることができます。

15. 新車買い替えの特例

会員が (i) 契約車両につき、smart メンテナンスについては初回メーカー指定点検整備実施前までに、smart メンテナンスプラスについてはサービス開始日前までに、廃車または譲渡のうえ本サービス契約を解約し、(ii) メルセデス・ベンツ正規販売店との間でスマート車またはメルセデス・ベンツ車の新車購入について売買契約が成立した場合、(iii) 当該新車についてのメンテナンスサービス契約（スマート車の smart メンテナンス契約または smart メンテナンスプラス契約、メルセデス・ベンツ車のメンテナンスプラス契約またはメンテナンスプラスライト契約）を新たに締結するとき、第 9 条（3）項および本約款末尾の表 3 の規定にかかわらず、会員は、支払い済みの利用料金を当該新車のためのメンテナンスサービスの利用料金に振り替えるよう求めることができるものとします。ただし、モデルが異なる場合または当該サービスの利用料金が改定されている場合は、差額を調整いたします。また、解約日から第 2 条（1）項に定める当該新車についてのサービス契約の申込までの期間は、2 ヶ月を超えないものとし、当該申込手続は、解約手続をした当社、メルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場を経由してなされるものとします。

16. 暴力団等反社会的勢力についての扱い

（1）本サービス契約の申込者は、その申込時、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはこれらの密接交際者および過去に民事・行政問題等に関し違法な行為・不当な要求行為を行った履歴のある者など（以下「暴力団等反社会的勢力」といいます）に該当しないことを表明し、且つ、会員は、本サービス契約の期間中、これに該当しないことを確認するものとします。

（2）本サービス契約の申込者および会員が暴力団等反社会的勢力に該当する場合、当社は、メルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場の認識の有無を問わず、本サービス契約の申込みを拒絶し、または本サービス契約を無催告で解除することができるものとします。この場合当社は、第 9 条（3）項を準用し、解除日に所定の解約届の提出が完了したものとみなした上で、これにより算出した金額の 50%相当額を返還するものとします。

（3）利用者が暴力団等反社会的勢力に該当する場合、当社は、メルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場の認識の有無を問わず、以下の措置を取ることができるものと、会員は、これに異議を述べないものとします。

- ①当該利用者に対し、本サポートの提供を拒絶すること
- ②当社が会員に対し、本条（2）項と同様の措置を取ること

17. クーポンを使用した場合の適用除外

（1）利用料金の支払に代え当社発行のクーポンを使用した会員には、第 9 条（1）・（3）項に定める返還および第 15 条の新車買い替えの特例の規定は、適用されないものとします。第 9 条（5）項④ただし書きの継承人も同様とします。

（2）利用料金につき、金員および当社発行のクーポンによる支払を併用した会員については、クーポンの支払部分のみ前項によるものとします。

契約約款

18. リース契約の特例

リース契約を締結する対象車両について、使用者（賃借人）が、本サービス契約に基づく本サービスを希望し、リース会社の承認の下、第10条の利用料金相当額をリース料に含めて支払う場合、当該リース会社（所有者）が本サービス契約の申込者になるものとします。この場合、第2条（3）項の規定にかかわらず、本サービス契約の申込可能期間は、当該リース契約の締結前までとします。

また、会員であるリース会社は、当該使用者（賃借人）に対し、本約款の内容を遵守させるとともに、会員証の写しを交付するものとします。

附則

2015年10月28日制定 2022年4月1日改定

2016年11月1日改定 2024年4月1日改定

2017年4月1日改定

2017年5月25日改定

2019年8月2日改定

2019年12月27日改定

2020年5月25日改定

以上

メルセデス・ベンツ日本合同会社

千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1 ワールドビジネスガーデン マリブウエスト

表 1

本サービスの内容

● smart メンテナンス

内容		実施時期	回数
(1) メーカー 指定点検 整備	メーカー 1 年点検： 整備手帳の「点検整備方式」 の「点検整備項目」 / 「点検 整備時期」 / 「メーカー指定 点検」 / 「1 年」に記載され た全ての点検整備（法定点検 / 自家用 / 1 年毎も合わせて 実施）	メンテナンスインジケータ表示時	2 回
(2) 定期交換 部品	エンジンオイル	メンテナンスインジケータ表示時、または前回の交換から 1 年以上経過時	2 回
	エンジンオイルフィルター		
	ワイパーブレード*	走行距離に関係なく、前回の交換から 1 年以上経過時	2 回
	コンプレッションフィルター	走行距離に関係なく、前回の交換から 2 年以上経過時	1 回

* リアワイパーは対象外となります。

● smart メンテナンスプラス

内容		実施時期	回数
(1) メーカー 指定点検 整備	メーカー 2 年点検： 整備手帳の「点検整備方式」 の「点検整備項目」 / 「点検 整備時期」 / 「メーカー指定 点検」 / 「2 年」に記載され た全ての点検整備（法定点検 / 自家用 / 2 年毎も合わせて 実施）	新車登録日から 36 ヶ月目、以 降、直近車検実施後 24 ヶ月目	1 回
(2) 定期交換 部品	メーカー 1 年点検： 整備手帳の「点検整備方式」 の「点検整備項目」 / 「点検 整備時期」 / 「メーカー指定 点検」 / 「1 年」に記載され た全ての点検整備（法定点検 / 自家用 / 1 年毎も合わせて 実施）	メンテナンスインジケータ表示時	1 回
	エンジンオイル	メンテナンスインジケータ表示時、または前回の交換から 1 年以上経過時	2 回
	エンジンオイルフィルター		
	ワイパーブレード*	走行距離に関係なく、前回の交換から 1 年以上経過時	2 回
コンプレッションフィルター	走行距離に関係なく、前回の交換から 2 年以上経過時	1 回	
	ブレーキ液	走行距離に関係なく、新車登録日から 3 年経過時、以降、前回の交換から 2 年以上経過時	1 回

* リアワイパーは対象外となります。

≫ smart メンテナンス / smart メンテナンスプラス

契約約款

表 2

当社都合による本サービス契約の解約

第 9 条 (1) 項に定める解約による利用料金の返還額は、以下の定めに従い算出するものとします。(100 円未満は切り上げ)

$$\begin{aligned} \text{「返還額」} &= \\ &\text{「支払済みの利用料金」} \times \text{「実施済のメーカー指定点検整備に応じた返還率」} \end{aligned}$$

(A) smart メンテナンス及び (B) smart メンテナンスプラスに共通

メーカー指定点検整備 実施回数	未実施	1 回	2 回
返還率	100%	60%	10%

表 3

会員都合による本サービス契約の解約

第 9 条 (3) 項に定める解約による利用料金の返還額は以下の定めに従い算出するものとします。(100 円未満は切り上げ)

① サービス開始日の前日までに第 9 条 (4) 項に定める適式な解約届の提出が完了した場合

(A) smart メンテナンス及び (B) smart メンテナンスプラスに共通

支払い済みの利用料金の 90% の返還

① サービス開始日以降に第 9 条 (4) 項に定める適式な解約届の提出が完了した場合

(A) smart メンテナンス及び (B) smart メンテナンスプラスに共通

メーカー指定点検整備 実施回数	未実施	1 回	2 回
返還率	80%	50%	0%

≫ 訪問販売の特例

メルセデス・ベンツ正規販売店およびスマート指定サービス工場以外の場所（例：申込者のご自宅・会社など）で smart メンテナンス契約（以下、「メンテナンス」といいます）、smart メンテナンスプラス契約（以下、「メンテナンスプラス」といいます）を申込みされた場合（以下、「訪問販売」といいます）に限り、クーリング・オフの適用があります。以下の記載およびメンテナンス/メンテナンスプラス契約約款を十分にお読みください。

1. 役務提供者：メルセデス・ベンツ日本合同会社（以下、「当社」といいます）
千葉県千葉市美浜区中瀬 2 丁目 6 番地 1 ワールドビジネスガーデン マリブウエスト（〒 261-7108）職務執行者 社長 兼 CEO 上野 金太郎 代表電話：043-332-8888
2. 契約締結担当者の氏名：巻末申込書および会員証の担当者記載のとおり
3. 契約締結日 [メンテナンス/メンテナンスプラス約款第 3 条（1）ご参照]：巻末申込書および会員証の必要事項のご記入等並びに申込を受けたメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場の捺印が全て完了した日
4. 役務の内容：[メンテナンス/メンテナンスプラス（約款第 5 条ご参照）：メーカー指定点検整備および定期交換部品の交換・補充を当社が指定する指定サービス工場において実施するサービス]
5. 役務の対価・支払時期・方法（約款第 10 条ご参照）：利用料金は巻末申込書および会員証の「利用料金」欄で選択された金額・申込時に現金またはクレジットによる一括払い
6. 役務の提供期間（約款第 3 条ご参照）：巻末申込書および会員証の「サービス開始日」欄に記載された日から「サービス終了日」欄に記載された日までの期間

クーリング・オフ

- (1) 訪問販売でメンテナンス、メンテナンスプラスを申込みされた方は、巻末の有効となった会員証を受領した当日を含む 8 日間（土、日、祝日を含みます）が経過するまでの間、当社、メルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場宛に次の事項を記載した書等を発信することにより、無条件にメンテナンスあるいはメンテナンスプラスを解除（以下、「クーリング・オフ」といいます）できます。
①申込書の住所・氏名、②申込日、③巻末の有効となった会員証受領日、④メンテナンス、メンテナンスプラス契約を解除する旨、⑤書面作成日、⑥書面作成者氏名・住所
- (2) クーリング・オフの効力は、申込者がクーリング・オフをする旨の書面を発送した時に生じます。クーリング・オフをした場合、申込者が既に本サービスあるいは本サポートの提供を受けている場合でもその対価の支払義務はありません。また、申込者が既に利用料金を支払っている場合、遅滞なく当社からメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場を通じて全額返還を受けることができます（クレジット利用の場合は当該クレジット会社の手続きによります）。
- (3) クーリング・オフについて不実なことを告げられ事実と誤認し、または威迫され困惑して（1）の期間内にクーリング・オフをしなかった場合、当社からあらためてクーリング・オフができる旨記載した書面を受領した日を含む 8 日間が経過するまで無条件にクーリング・オフできます。

総輸入元

メルセデス・ベンツ日本合同会社

〒261-7108 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1 ワールドビジネスガーデン マリブウエスト

この冊子は環境保護のため、再生紙を使用いたしました。

QNPJB005806CSMART-240401000